令和7年度札幌市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度札幌市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数

1,011,111世帯

(2) 年 間 配 水 量

189,390,000立方メートル

(3) 1 日 平 均 配 水 量

518,900立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

ア施設整備事業

導水施設整備

浄水施設整備

送水施設整備

配水施設整備

配水管布設

47,488メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益

48, 163, 000千円

第1項 営 業 収 益

第2項 営 業 外 収 益

第3項特別利益

44,886,000千円

3,252,000千円

25,000千円

支 出

40, 571, 000千円	用	事業費	水道	第1款 🧵
39,590,000千円	用	業費	頁 営	第1項
793,000千円	費用	業外費	頁 営	第2項
168,000千円	失	別損	頁 特	第3項
20,000千円	費	備	頁 予	第4項
7, 592, 000千円	額	差引残	支 出	収入支

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支 出額に対し不足する額18,743,000千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとす る。)。

収 入

16, 024,	000 T III
10, 024, 0	000千円
債 12,000,	000千円
金 1,015,	149千円
金 749,	936千円
金 258,	915千円
新 2,000,	000千円

支 出

34, /6/, 0007	时又四	弗 萩 貝 平
29, 105, 180=	設 改 良 費	第1項 建
5, 641, 820=	養 債 償 還 金	第2項 企
20, 000=	備費	第3項 予
18, 743, 000=	引不足額	収入支出差

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項		期間	限度額
配·給水工事材料購入	、等	令和8年度	2,583,000千円
庁舎等清掃·管	理	令和8年度	170,000千円
量 水 器 修	繕	令和8年度	255,000千円
水道施設等維持管	理	令和8年度	4,315,000千円
净水場薬品購	入	令和8年度	802,000千円
管理運営等業	務	令和8年度	532,000千円
水道施設機器等購	入	令和8年度	20,000千円
豊平川水道水水質保全工	源 事	令和8年度	137,000千円
配水施設整備工	事	令和8年度から 令和9年度まで	2,455,000千円
システム構築業	務	令和8年度から 令和9年度まで	511,000千円
庁 舎 等 整 備 工	事	令和8年度から 令和9年度まで	2,757,000千円
配水管等布設工	事	令和8年度から 令和11年度まで	18,587,000千円
例 規 ・ 法 令 検シ ス テ ム 等 運	索用	令和8年度から 令和11年度まで	4,000千円
净水施設整備工	事	令和8年度から 令和12年度まで	8,031,000千円
上 下 水 道 料 関 連 業	金 務	令和8年度から 令和12年度まで	3, 137, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 限 度 額 起 債 の 方 法 利 率 水道施設整備事業費等 12,000,000千円 証券発行又は普通貸 9.0%以内 借とする。

償還の方法

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな い。
 - (1) 職員給与費(収益的支出)

3,743,296千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,192,076千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第11条 当年度利益剰余金のうち1,431,000千円は、次のとおり処分するものと定める。
 - (1) 建設改良積立金

1,431,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,500,000千円と定める。

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広